

令和6年度第1回青梅市スポーツ振興審議会  
会議録

日 時

令和6年5月14日(火) 午後3時30分～5時10分

会 場

青梅市役所2階災害対策本部室

出席者

(委 員)

山本会長、杉山副会長、神尾委員、渡辺委員、木村委員  
市川委員、早瀬委員

(事務局)

橋本教育長、森田部長、中村課長、鈴木係長、白井主任

欠席者

(委 員)

小花委員、神野委員

傍聴者 なし

進行:中村課長

委嘱状交付

橋本教育長より各委員へ委嘱状の交付

傍聴および議事録について中村課長説明

中村課長が会議の成立を宣言し開会

1 あいさつ

橋本教育長

2 自己紹介

- ・審議会委員が順番にあいさつ
- ・事務局職員が順番にあいさつ

3 正副会長の選出

会 長 山本 浩氏

副会長 杉山 裕之氏

・青梅市スポーツ振興審議会条例第6条の規定により、以後の議長は山本会長がおこなう。

4 諮問について

・橋本教育長から山本会長へ諮問書を読み上げ渡す。

5 報告事項

事務局より一括して説明

- (1) 令和5年度青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等の結果について（資料1）

事務局より説明

基金の額の内訳について

- (2) 永山公園総合運動場のネーミングライツについて（資料2）

事務局より説明

ネーミングライツパートナーは多摩ケーブルネットワーク株式会社、名称は「TCN スポーツパーク永山」に決定。対象となる施設は永山公園総合運動場で、体育館を除いた陸上競技場、野球場、テニスコートとなっている。

- (3) 第2回「THE ROAD RACE TOKYO」の開催について（資料3）

事務局より説明

都が主催の大会で令和7年7月13日に開催決定。武蔵野の森公園スタートで青梅市内がゴール。東京2020大会ロードレースが多摩地域で開催されたことからそのレガシーコースの一部を活用したレースとして、東京都と調整中。

- (4) その他

委員：決算報告（資料1）、1ページ目の取り崩し金額が内訳と違う。

事務局：一部返還金があったが、内訳に反映されていない。後日差し替えさせていただく。

委員：決算報告（資料1）、2ページについてソフトテニス連盟がテニス連盟になっている。

事務局：修正し、後日差し替える。

委員：ネーミングライツについて体育館を除いたのは何故か。

事務局：施設の老朽化に伴い、企業の提案の中で、イメージ的な点から除かれた。

委員：ネーミングライツの金額は

事務局：契約は5年間で、年間33万円の契約。

委員：ロードレースについて大規模な交通規制がかかると思うので、事前周知徹底したほうが良い。

事務局：青梅マラソン等交通規制の実績もあるため、同様に警察と調整し周知徹底する。

## 5 諮問事項

- (1) 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助および表彰について  
(別紙1、別紙2)

事務局より説明

各種援助申請、表彰推薦一覧について

### 【PRIDE JAPAN 全日本地区選抜・学童軟式野球 2023 福井大会】

事務局：文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会並びに公益財団法人日本レクリエーション協会およびその加盟団体のいずれかが主催する大会に該当しない。

委員：こうした支援はなるべく受け入れる方向で検討したいが、規則に該当しないものを認めることで歯止めが利かなくなることは避けたい。

委員：試合をせず棄権してしまっているチームも多い。後援も地域の企業が多く、地域性が強く限定されている大会にみえる。

委員：参加費を対象とする等弾力的な運用はできないか。

委員：現規則では適用は難しいと考える。

### 【2023 年パラクライミング日本選手権】

事務局：文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会並びに公益財団法人日本レクリエーション協会およびその加盟団体のいずれかが主催する大会に該当しない。

委員：今大会の主催が日本パラスポーツ協会に加盟しているなら認めてよいと考える。

事務局：今大会の主催は日本パラクライミング協会となっており、加盟

はしていない。ただし、もともとは、公益社団法人日本山岳・スポーツライミング協会と一つの団体であり、同協会は、日本スポーツ協会の加盟である。

委員：当日に予選が行われている大会だが、予選は通過しているのか。

事務局：予選通過しており、3位の成績を残している。

委員：競技人口が少ないため、各都道府県で予選会を行うのは競技として難しく、全国大会の日に予選となるのは、やむを得ない。申請者は予選を通過しており、結果として3位という成績を残しており、かつ、団体の状況は選手には関係のないものであり、協会が分裂していなければ対象となったのであれば、援助は認めることが妥当。

### 【三市交流会】

事務局：規則上、広く市民を対象としていなければならないが、今回の申請は、対象が三市の会員のみとなっている。

委員：活動内容が限定的のため認めることは難しい。

諮問事項について、一部除き承認

### 事務局より説明

#### 体育施設条例の一部改正について

委員：施設の管理は

事務局：指定管理者を公募する。

委員：施設の運用は

事務局：事前登録制で、使用料を支払っていただく。施設には常駐の管理人および、指導員を配置する規定にする予定。

委員：夏期間等遅くまで開放する場合は騒音等近隣への配慮が必要。

事務局：オープンに向けて近隣住民に説明を行うとともに、他の体育施設は5時閉館だが、当施設は4時等、近隣に配慮した時間設定にする予定。

委員：近隣住民や使用者へ配慮し、長期的な運用ができるよう環境作りをしてもらいたい。

## 7 その他

委員：基金の援助については、IOC（国際オリンピック委員会）や JOC（日本オリンピック委員会）は日本スポーツ協会の加盟団体ではないため、日本代表としてオリンピックやその他の国際総合競技大会に出場した場合、当該選手やチームは、現今の既定では対象にならないと考えられる。その取り扱いについては、今後検討の必要がある。

・次回審議会は9月中旬を予定する旨を課長が説明

閉会

## ※ 参考資料

青梅市スポーツ振興審議会条例（参考 1）

青梅市スポーツ振興基金条例（参考 2）

青梅市スポーツ振興基金条例施行規則（参考 3）

青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰基準（参考 4）

青梅市スポーツ振興審議会の会議の公開に関する取扱要綱（参考 5）